

■計画策定事業について

- ・計画策定事業単体での申請が可能

特別枠③DX、④カーボンニュートラルでは、これらの事業の実施に係る事業計画の策定費用分のみでの申請が可能です。事業計画策定費に補助下限はなく、補助上限額は50万円で、事業計画の策定のみでの申請については特別枠③DX、④カーボンニュートラルの補助下限額100万円を下回っている場合でも申請が可能です。

- ・計画策定と策定した計画に基づく事業実施を分けて2回申請することが可能
募集期間内であれば、事業計画の策定に係る申請を行った後に、再度、策定した事業計画に基づく事業の実施に係る申請をすることが可能です。ただし、この場合の補助上限額は、計画策定に係る費用（補助上限額50万円）と事業の実施に係る費用を併せて300万円です。

- ・原則、事業計画の策定費用分を補助

計画策定から事業実施までをまとめて1つの事業として申請し、実施を予定していた事業部分が不採択となった場合でも、原則、事業計画の策定に係る費用分は補助します。

- ・計画策定事業単体での申請にあたっては様式第1号、様式第1号の2の4又は様式第1号の2の6、及び添付書類により申請してください。（現状の課題、計画策定の進め方、計画策定により見込まれる効果について重点的にご記載ください。）

※ビヨンドコロナ補助金を活用して事業計画の策定のみを実施し、計画に基づく事業の実施については他の助成制度を活用することも可能です。

※申請は募集期間内（令和4年2月20日～4月21日）に行っていただく必要があります。

※計画策定事業単体での申請の場合は、実績報告時に今後の取り組み方針、現状分析・課題抽出結果、課題解決に向けた取り組み事業案、見込まれる成果、実施スケジュール等を報告してください。

※事業計画の策定に係る外注費等は補助対象となりますが、本補助金の申請に係る申請書作成経費は補助対象外です。

(例)

例1 2回に分けて申請（両方採択された場合）

1回目 計画策定事業に係る申請を行うと同時に、計画策定を実施
事業費80万円

申請額50万円（事業費80万円×補助率2/3⇒上限50万円）

2回目 策定した計画に基づく事業実施に係る申請を実施

事業費420万円

申請額250万円（事業費420万円×補助率2/3⇒上限300万円から
計画策定事業分を控除した250万円）

⇒交付決定額300万円（上限300万円）

（事業計画策定費50万円＋計画に基づく事業実施250万円）

例2 まとめて1回で申請（実施事業の内容が不採択の場合）

事業費450万円（計画策定30万円、事業実施420万円）、

申請額300万円（計画策定30万円×補助率2/3、

事業費420万円×補助率2/3⇒上限300万円）

⇒交付決定額20万円（計画策定事業費30万円×補助率2/3）